

[各論V] あいまいさの残る地方財政

星野 泉

明治大学政治経済学部教授

毎年、年末に公表される地方財政収支見通しは新年度の地方財政計画として国会に提出されることになるが、2012年度の計画はまさしく対策色が一段と高まりそうだ。大震災対策の影響で、地域経済、財政の危機的状況を迎えている中小自治体の中では、交付税や補助金をもっぱら東北へ向かうのではと不安視しているところもあったが、2012年度は基本的に震災対策分を別枠で対応することとなった。東日本大震災分2兆4100億円を除くと通常収支分は82兆円を若干下回ったが、震災分を合わせた歳入歳出合計では84兆2800億円で前年度を2.2%上回った。

昨年の地方財政計画で、地方交付税に占める割合を6%から4%へ引き下げるとされていた特別交付税は、震災の影響により迅速な対応と災害対策のため6%に据え置きとなっている。

2012 年度地方財政対策の概要

通常収支分について

通常収支分としては、地方財政計画の規模 81 兆 8700 億円程度（前年度比6400億円減程度、0.8%減程度）、地方一般歳出 66 兆 4600 億円程度（前年度比3700億円減程度、0.6%減程度）となった。

一般財源総額は 59 兆 6241 億円（前年度比+1251 億円、+0.2%）となり、水準超経費を除くと58兆9741 億円（同 +1,951 億円、+0.3%）で、中期財政フ

レーム（2012年度～14年度）に基づき、2011年度と同水準を確保されている。地方交付税の総額 17 兆 4545 億円（前年度比811 億円、+0.5%）、地方税及び地方譲与税は35兆9184 億円（前年度比+3398 億円、+1.0%）、臨時財政対策債 6兆1333 億円（前年度比260 億円減、0.4%減）、財源不足額 13 兆 6846 億円（前年度比5606 億円減 3.9%減）である。変化幅は比較的小さいといえるだろう。

前年度の「地方再生対策費」及び「地域活性化・雇用等対策費」は、概算要求組替え基準における取扱いと基調を合わせて一定の縮減を図った上で、「地域経済基盤強化・雇用等対策費（仮称）」として整理・統合するとともに、歴史的円高等、地域経済を取り巻く環境が激変する中、海外競争力強化等のため地域が実施する緊急事業に対応するための緊急枠（1750 億円）を新たに計上した。また、この中の住民生活に光を注ぐ事業など、住民生活にとって大事な分野でありながらこれまで光が当てられてこなかった分野（消費者行政、DV対策・自殺予防、児童虐待防止への取組み、知の蓄積等による地域づくりなど）について、交付税措置される。

東日本大震災分について

東日本大震災からの復旧・復興に当たっては、被災団体が全力で取り組める一方、被災団体以外の地方公共団体の負担に影響を及ぼすことがないように、地方の復旧・復興事業費及びその財源については、

通常収支とは別枠で整理した上で、震災復興特別交付税が6,855億円確保されることになった。うち2011年度震災復興特別交付税に係る年度調整分が1365億円ある。震災復興特別交付税の2011、12年度分の累計額は2兆2125億円で、前年度補正予算(第3号)に計上した震災復興特別交付税(1兆6635億円)については、2012年3月に決定・交付予定である。歳出における直轄・補助事業費は約1兆4300億円で、これに地方税等の減収分、地方単独事業分で約1兆7800億円となる。

また、東日本大震災の教訓を踏まえ、全国的に緊急に実施する防災・減災事業が6300億円程度計上される。

地方財政通常収支の特徴

地方交付税について

地方交付税は、地域主権改革に向けた財源充実のため、17兆4545億円と前年度比811億円の増額となった。

地方交付税の法定率分等は11兆733億円である。これは国税5税の法定率分11兆517億円をベースに、ここから国税決算精算分、交付税特別会計借入金支払利子と償還額等があるため8000億弱減額される一方、2011年度からの繰越分4608億円と地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金3500億円を活用することによって確保されたものである。これに、一般会計における加算措置等5兆3313億円、別枠加算1兆500億円を加えることによって、地方交付税は、2011年度に引き続いて17兆円台となった。

財源不足の補填

2012年度における財源不足は13兆6846億円で、うち折半対象財源不足は7兆6722億円である。歳出の計上において、人事委員会勧告や定員の純減等に伴う給与関係経費の減(前年度比2900億円減程度)や決算等を踏まえた積算方法の見直しなどによ

る公債費の減(同1600億円減程度)などを適切に反映した上で見込まれる財源不足については、2011年度から2013年度までの間において適用することとされている国と地方の折半ルールに基づき以下のとおり補填される。

折半対象以外の財源不足は6兆124億円。

①財源対策債の発行 8200億円。

②地方交付税の増額による補填 2兆252億円。

・一般会計における加算措置(既往法定分等) 9752億円。

・別枠の加算(財源不足の状況を踏まえた加算) 1兆500億円。

③交付税特別会計剰余金の活用 5200億円。

④地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用 3500億円。

⑤臨時財政対策債の発行(既往債の元利償還金分等) 2兆2972億円。

折半対象財源不足は7兆6722億円。

①地方交付税の増額による補填(臨時財政対策特例加算) 3兆8361億円。

②臨時財政対策債の発行(臨時財政対策特例加算相当額) 3兆8361億円。

地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用については、「地方公共団体金融機構法」に基づき、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の一部を国に帰属させ、その全額を交付税特別会計に繰入れ(本年度は3500億円)することとなる。2012年度から2014年度の中期財政フレームに定める期間の3年間で総額1兆円が目途とされる。

準備金の地方財政への活用方法としては、一つは臨時財政対策債の縮減に用いられる。交付税特別会計への3500億円の繰入れにより折半対象財源不足がこの分減少し、折半ルールに基づき、交付税が1750億円増え、臨時財政対策債が1750億円の減となる。もう一つは歳出特別枠への追加として、緊急枠(1750億円)を計上することである。

地方財源の確保

一般財源総額は 59兆6241億円で、一般財源(水準超経費除き)の総額 58兆9741億円、一般財源比率は 65.3%程度となる。

地方税 33兆6569億円(前年度比+2532億円、+0.8%)、うち水準超経費相当 6500億円(同700億円減、9.7%減)で、地方譲与税 2兆2615億円(同+866億円、+4.0%)、地方交付税 17兆4545億円(同+811億円、+0.5%)、地方特例交付金 1275億円(同2602億円減、67.1%減)、臨時財政対策債 6兆1333億円(同260億円減、減0.4%減)となる。上記の計数の合計(59兆6337億円)は、緊急防災・減災事業の一般財源充当分96億円を含むため、一般財源総額(59兆6241億円)と一致しない。

また、地方長期債務残高抑制のため、地方債総額は5兆321億円(前年度比2858億円減、5.4%減)で、臨時財政対策債含み 11兆1654億円(同減3118億円、2.7%減)、地方債依存度は13.6%程度(2011年度は13.9%)とした。通常債 4兆2121億円(前年度比1658億円減、3.8%減)、財源対策債 8200億円(同1200億円減、12.8%減)、臨時財政対策債 6兆1333億円と前年度を260億円、0.4%減と抑制した。また、交付税特会借入金を償還(1000億円)する。

さらに、国と同様、地方の社会保障関係費である生活保護、医療、介護、国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費等も毎年度大幅な自然増となることに対応し、地方負担(補助・単独)額を7700億円程度増額計上し、対応する財源を確保する。

政権交代による目玉政策は

「子ども手当」から「子どものための手当」へ

子ども手当は、自民、公明両党からかつての児童手当という名称に戻すよう要請があったが、民主党政権も「子ども手当」の名称にかなりのこだわりを見せ、「のための」を入れることで対応した。地方負担につ

いては、費用負担を2:1とし恒久化する。公務員分は全額所属庁が負担し、所得制限未満の被用者に対する3歳未満の子どもに係る手当の費用の7/15を事業主が負担する。

本年度は、年少扶養控除廃止と特定扶養控除の縮減により地方は5050億円の増収となる。当初は、増収分の多くを地方負担として子ども手当への負担を国:地方=1:1とする案もあったが、自治体側の批判は強く、半分程度は細かい調整により一般財源とすることで地方側と合意した。そもそも子ども手当導入の際でも、マニフェストで全額国費負担とされていたため、自治体から不満があったところでもある。2012年度の地方負担の増は2440億円となる(子ども手当特例交付金1353億円を含む)。

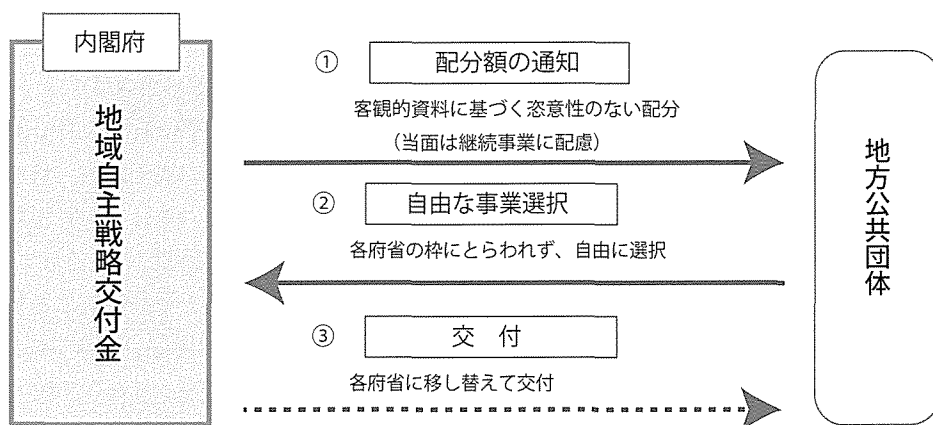
子どものための手当の支給額は、3歳未満:月額1万5000円、3歳以上小学校修了前まで:第1子・第2子月額1万円、第3子以降月額1万5000円、中学生:月額1万円となる。夫婦、子ども2人で960万円の所得制限以上の者については、年少扶養控除の廃止等による手取り減に対応するため、月額5000円を支給する。

2013年度以降の地方の追加増収等について、基金設置による国庫補助事業の財源に代わる恒久的な財源として、子育て分野の現物サービスに活用(具体的内容は今後検討)する。新しい制度は暫定的な制度であるため、ある程度永続的な制度とするには今後の調整が必要である。

一括交付金の拡充について

昨年度、地域の自由裁量を拡大するため各府省所管の地方向け補助金等の一部を内閣府予算として計上する、一括交付金の地域自主戦略交付金については、本年度約2000億円増えて予算額6754億円となった。主な変更点は、都道府県分の対象事業を9事業から16事業へ拡大したこと、新たに政令指定都市分を創設し11事業を対象としたことであり、地方負担分については、原則として公共事業等債が充当される。

図 地域自主戦略交付金



(出所)『平成24年度地方財政への対応のポイント』総務省自治財政局。

都道府県分の新規は、農業・食品産業強化対策整備交付金の一部、農山漁村活性化対策整備交付金の一部、社会福祉施設等施設整備費補助金の一部等、対象事業拡大分は、交通安全施設整備費補助金の一部、農山漁村地域整備交付金の一部等である。新規導入の政令指定都市分は、学校施設環境改善交付金の一部、社会福祉施設等施設整備費補助金の一部、社会資本整備総合交付金の一部、循環型社会形成推進交付金の一部等である。

内閣府予算とされ縦割りの傾向が減ったこと、昨年度の例では自治体の決定により道路など公共事業が減り農業農村整備が増えるなど、自由な決定範囲拡大が地域再生により効果をもたらしているようである。それでもまだ、教育福祉分野などで範囲が狭いこと、今年の改正でも政令市以外の市町村はまだであることなど限定的である。また、各府省に移し替えて交付するため縦割り部分は残るといった問題点もある。地域主権のため、自治体権限と範囲の面で一層の検討が望まれるところである。

この他、沖縄振興一括交付金（仮称）として、現行

の沖縄振興自主戦略交付金を拡充し、経常的経費及び市町村事業を含む沖縄独自の新たな一括交付金が創設（沖縄振興予算総額2937億円のうち1575億円）される。地域自主戦略交付金に沖縄分も含めると8329億円となり、合計では前年度の5120億円から3000億円以上の増となる。

おわりに

本年度の地方財政対策は、自公との合意ができていない分野があるため、ねじれ国会の影響ですべてがこのようになるかどうかは不明である。また、妥協の産物であるため、制度的に整合性のないところや暫定的な面がぬぐえず、一貫性のなさやあいまいさの残るものとなった。地方財政面での政権交代の成果をどうみるか。選挙制度や二院制の問題もあり3歩歩んで2歩下がるような遅々とした歩みになっているが、変化しつつあることは確かである。

(ほしの いずみ)